

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年10月19日(2006.10.19)

【公開番号】特開2005-91558(P2005-91558A)

【公開日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-014

【出願番号】特願2003-322690(P2003-322690)

【国際特許分類】

**G 0 3 G 5/05 (2006.01)**

**B 0 5 C 3/09 (2006.01)**

【F I】

G 0 3 G 5/05 1 0 2

B 0 5 C 3/09

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月1日(2006.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、塗布液が収容され常時該塗布液がオーバーフローしている塗布槽と、複数の円筒状基材を昇降可能に把持する把持手段とを有し、該複数の円筒状基材を同時に前記塗布液中に浸漬させ引き上げる浸漬塗布により感光層の形成を行う電子写真感光体の製造装置であって、

前記塗布槽の塗布液面上方に、把持された前記複数の円筒状基材の各々の位置、数に対応して複数の円筒状遮風器が備えられた蓋が、前記塗布液面と一定間隔をおいて塗布槽の開口面全体を覆うように設けられており、前記円筒状遮風器の塗布液側端部と塗布液面との間隔が、浸漬塗布後の感光層における塗布液側の非画像領域幅以下であることを特徴とする電子写真感光体の製造装置。

【請求項2】

前記円筒状遮風器の塗布液側端部が、前記蓋の底面と同一面にあることを特徴とする請求項1に記載の電子写真感光体の製造装置。

【請求項3】

前記円筒状遮風器の塗布液側端部が、前記蓋の底面より前記塗布液面側に突出していることを特徴とする請求項1に記載の電子写真感光体の製造装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

<2> 前記円筒状遮風器の塗布液側端部が、前記蓋の底面と同一面にあることを特徴とする<1>に記載の電子写真感光体の製造装置である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

<3> 前記円筒状遮風器の塗布液側端部が、前記蓋の底面より前記塗布液面側に突出していることを特徴とする <1> に記載の電子写真感光体の製造装置である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

図2に、本発明の製造装置により浸漬塗布した直後の、感光層が塗布された円筒状基材を示すが、前記浸漬塗布後の感光層とは、円筒状基材5を引き上げた直後の把持された状態の感光層10をいい、また、上記非画像領域幅とは、用いる円筒状基材5の大きさ、電子写真感光体として用いられる画像形成装置、画像形成プロセスにより異なるため、一概に言えないが、図2における円筒状基材5の下端部から基材の長手方向全長の2.5~6.0%程度の範囲の領域（図2におけるBの範囲）をいう。